

# 商工会の

# 特定退職金共済制度

## ご加入のおすすめ

中小企業の経営基盤強化を図り、従業員の生活安定のための特定退職金共済の制度をおすすめします。経営者各位には本制度の内容を十分ご検討頂き、積極的にご利用下さい。

「賃金の支払の確保等に関する法律」第5条に基づき、昭和52年4月から、事業主は退職金支払いのための保全措置を講ずるよう努めなければならないことになっていますが、本制度に加入されると、特別な保全措置は必要ありません。



愛知県商工会連合会

市町村商工会

※県商工連と業務委託締結の商工会

# 特定退職金制度の内容

\* 本制度は、所得税法施行令に基づくものであり、内容も同じです。

## 加入の範囲

商工会連合会の地区内に事業所を有する商工業者(事業主)が契約者となり、従業員を加入させることができます。

従業員の年令は15才以上70才未満とします。

※但し、他の団体が実施する特定退職金共済に既に加入している場合は、本制度に加入することは出来ません。

## 加入の条件

本制度には従業員全員を加入させることを要します。但し、次の方は加入できません。

- ①事業主と同一生計の親族および法人の役員（使用人兼務役員は除く）
  - ②試用期間中の者
  - ③臨時雇・パートタイマー
  - ④非常勤者
  - ⑤休職中の者
- パートタイマーのうち次の条件を総て充す者は除く  
イ. 週所定労働時間が20時間以上30時間未満であること  
ロ. 年収が90万円以上であること  
ハ. 雇用期間が1年以上見込まれること

## 掛 金

1. 掛金は1ヶ月額2,000円とし、1人について最高15口まで加入できます。
2. 加入後、既に加入している口数を減らすことは、原則的にはできません。
3. 掛金は全額、企業(事業主)の負担となります。
4. 従業員が育児休業及び休職等により一時期職場を離れことになった場合、一定期間その掛金を中断することができます。

## 給付内容

被共済者(加入従業員)が次の条件を満たして退職したとき、加入口数・加入期間に応じた額を給付します。

1. 退職一時金……年金の受給権取得前に退職したとき。
2. 遺族一時金……80才未満で死亡したときは、退職一時金の額に加入1口(月額2,000円)について、2万円の割合弔慰金を加算して支給します。
3. 年金……満80才に到達したとき、又は加入期間10年以上、かつ満55才以上で死亡以外の事由により退職したとき、10年間にわたり支給します。(年金開始後、被共済者が死亡したときも遺族に残余期間の年金を支給します。) 希望により年金にかえて一時払いの取扱いも致します。

※※※上記の加入期間に掛金中断期間は算入しません。

## 加入手続

事業主が従業員を被共済者として、商工会に備え付けの加入申込書により、掛金を添えて所属商工会にお申し込み下さい。

申し込みの翌月1日より効力が発生します。

## 毎月の掛金

毎月の掛金は、各商工会にお払い込み下さい。

## 給付金の請求

給付金は各商工会に備え付けの所定の書類によって、ご請求下さい。給付金は商工会連合会又は商工会より被共済者にお支払いします。

## 共済契約の解除

共済契約を途中で解除したとき、被共済者に解約手当金（退職一時金に同じ）を給付します。ただし、この場合に限り、委託生命保険会社であるジブラルタ生命保険株式会社が定めた所定の解約控除（旧協栄生命の破綻に伴う更生計画における早期解約控除、平成21年3月31日まで）が行われます。

## 退職金の受取人

被共済者とします。なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によるものとします。

## 掛金に対する税法上の取扱い

- 本制度の掛金は1人月額30,000円まで法人企業は損金算入、個人企業では必要経費の取扱いを受けられ、従業員に対する給与課税もありません。（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第70条）
- 経理帳簿には「特定退職金共済掛金」であることを明示してご記入下さい。
- 上記の特典は国の中小企業退職金共済制度に既に加入していても、重複して受けることができます。
- 退職給与引当金との調整  
企業内に、既に退職金規定を有し、退職給与引当を実施している企業があらためて本制度に加入し、退職金規定に定める退職金額の一部もしくは全部について本制度から給付を充当しようとする場合、引当金繰入額を調整しなければなりません。
- 但し、本制度を従来からの退職金制度の上乗せとして実施し、双方から退職金が給付される場合は、引当金繰入の調整は不要です。

## 制度の運営

この制度は商工会連合会がジブラルタ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。

- 委託生命保険会社が経営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構によるご契約の保護措置が図られます。ただし、解約等が一定期間お取扱いできなくなる場合や、積立金等の削減および予定利率等の変更による年金額等の減少、早期解約控除制度の導入などの契約内容の変更が行われる場合があります。

## 重要事項

本制度における退職金の給付及び契約解除による解約手当金は、所得税法上、契約者である事業主（会社）を経由することなく、直接退職者又は従業員に支払われます。

## お問合せ先

愛知県商工会連合会  
市町村商工会

名古屋市中村区名駅四丁目4番39号・愛知県中小企業センター4階  
TEL (052) - 582-3935

〈受託会社〉 **ジブラルタ生命保険株式会社**

東京都中央区日本橋本石町4丁目4-1  
フリーダイヤル (0120) - 37-2269